本調査の趣旨

本調査は、以下を調査目的として、毎年6月30日時点の精神保健医療福祉の実態を把握するものであり、「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」（研究代表者：国立精神・神経医療研究センター 山之内芳雄）の研究班が、調査の企画・実施・集計・公表を担っています。

調査目的1：	精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ること
調査目的2：	医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画等に活用すること 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築等

毎年、本調査にご協力いただきありがとうございます。

<調査内容・入力方法の問い合わせ先>

630調査事務局（研究班）
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神医療政策研究部 山之内、臼杵、臼田、古野、岡山、赤羽
E-mail：630@ncnp.go.jp

調査全体の流れ図

・調査票の受取り(ダウンロード)と提出(アップロード)は、「630調査 医療機関・訪看ST用Web」を介して行われます。

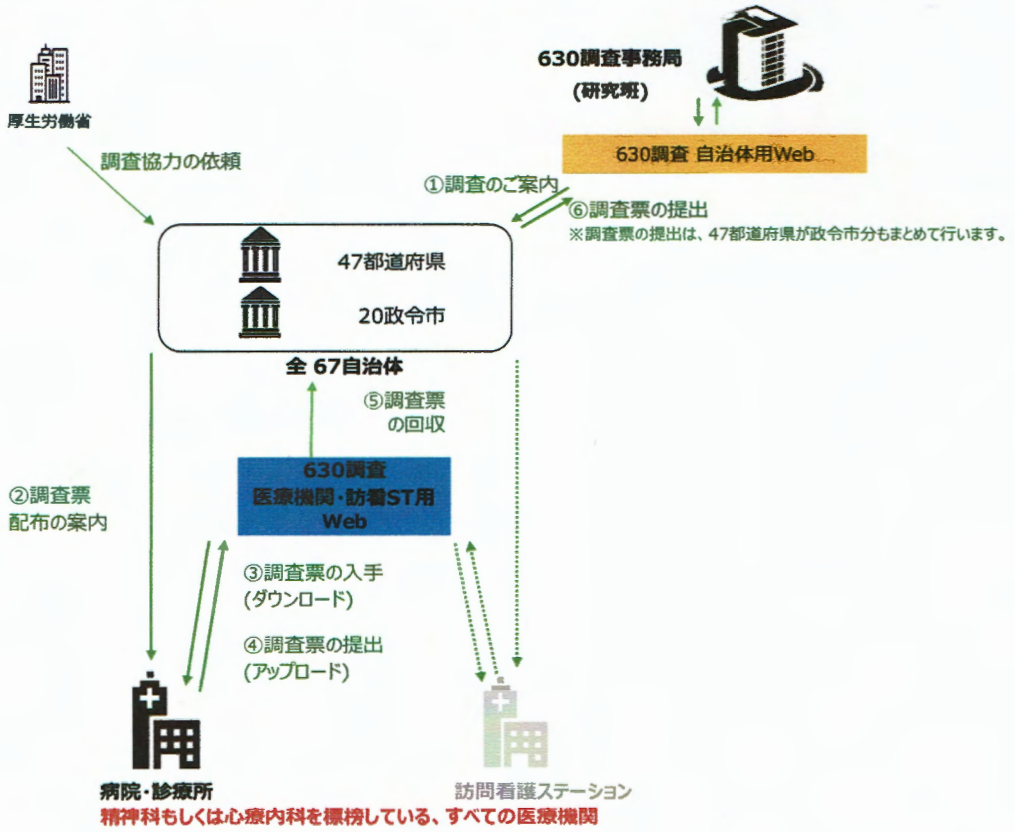

ご担当者様へ

この調査票は、令和元年（2019年）630調査 精神病床を持たない医療機関用調査票です。

・精神科もしくは心療内科を標榜している、すべての医療機関が対象です。

・調査票1、2、3、8を順にご回答ください。

※集計の都合上、調査票番号や項目番号が飛んでいる箇所がありますが、
調査票の不具合ではないのでご了承ください（精神病床ありの機関と項目が一部共通のため）。

・都道府県・政令市の主管課は、提出された管内データを医療計画ならびに障害福祉計画の立案推進等のため閲覧することもあります。

ご記入が終わりましたら、最後に下記について、ご確認をお願いいたします。

☐ 医療機関番号は正しく記入されていますか？

☐ 医療機関名は各調査票にそれぞれ記入されていますか？

☐ 調査票１～３の回答欄に空欄が残っていませんか？

（数字を記入する欄は、0人の場合、空欄ではなく"0"と記入をお願いします。）

☐ 調査票８の「１.「精神科訪問看護・指導料」または「精神科退院前訪問指導料」を算定している施設ですか。」に、
「している」と回答した場合は、すべての回答欄に記入をお願いいたします。
「していない」と回答した場合は、調査票８の２.以降の質問項目は空欄で構いません。

▼ 上記についてご確認が終わりましたら、本調査票を自治体宛にお送りください。
自治体への送付については、自治体から指定された方法に従ってください。

調査票１ 基本機能、属性、職員数について

当該病院情報

医療機関名	電話番号	入力ご担当者氏名 ※任意の項目です。調査票提出後に問い合わせの必要が生じた場合のみ使用し、その他の目的のためには一切使用いたしません。	所属部署 ※任意の項目です。調査票提出後に問い合わせの必要が生じた場合のみ使用し、その他の目的のためには一切使用いたしません。

都道府県番号（01～47の2桁）	種別（1桁）※記入不要です。	医療機関番号（7桁）
	1	

医療機関番号を入力してください
(都道府県番号(2桁)＋点数表区分(1桁：医科は1)＋医療機関番号(7桁))

例：北海道：01-1-0000000

※最後の7桁は各医療機関固有のレセプトの番号です。

都道府県	市区町村	市区町村以降

以下、**令和元年(2019年)6月30日時点**の、あなたの医療機関の基本的な情報について教えてください。
（いずれかを選択し、空欄に〇を記入してください。）

病院全般機能	回答	
1.医療機関全体で病床はいくつありますか		100床以上を持つ病院
		20～99床を持つ病院
		0～19床を持つ診療所
2.「内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科」の全ての科がありますか　（外来のみでも可、休診中でも可）		内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科の全ての科がある
		全ての科はない
3.地域住民を対象とした精神科外来機能をお持ちですか		外来診療を行っている
		外来診療を行っていない
		専ら自社職員やその家族等を診療対象としている
		専ら学生や学校職員等を診療対象としている
		専ら上記以外の限られた集団を診療対象としている

※休床しているものも含む。
※治験目的のものは除く。
※ここは精神病床だけでなく一般病床等を含めすべて計上してください。

以下、**令和元年(2019年)6月30日時点**でご回答ください。**（このページの下に職員数の計算方法の記載がありますので、参照してください）**
（数字を記入してください。）

職員数	常勤（注1）	非常勤（常勤換算人数）（注1）
9.精神科医師数（注2）	人	人
10.精神科医師数のうち、精神保健指定医数	人	人
11.精神科医師数のうち、特定医師数 ※特定医師とは、精神保健福祉法21条に規定される特定医師を指します。	人	人
12.精神科でない医師数 ※主な診療科が精神科以外の全ての医師数。 ※精神科へのかかわりの有無は、問いません。	人	人
13.すべての薬剤師数 ※精神科へのかかわりの有無は、問いません。	人	人
14.精神科に関わる看護職員(看護師･准看護師)　＊看護助手は除く	人	人
16.精神科に関わる理学療法士数	人	人
18.精神科に関わる作業療法士数	人	人
20.精神科に関わる精神保健福祉士数	人	人
22.精神科に関わる公認心理師、臨床心理技術者数	人	人

(注1)各施設の規定や雇用契約書により、その職員が常勤か非常勤かを判断してください。判断に迷う場合は、一般的な基準(週32時間以上が常勤）を参考に判断してください。
(注2)業務の半分以上がICD-10のFコードに含まれる疾患の診療である場合は、心療内科その他の科に所属している医師でも、精神科医として扱ってください。

▼非常勤職員の常勤換算方法

（1週間の勤務時間／1週間の常勤職員の規定勤務時間）
※月に1日等の、1週間単位で考えられない勤務形態については、月単位で（1か月の勤務時間／1週間の常勤職員の規定勤務時間×4週）と考えてください。
例)1週間の常勤職員の規定勤務時間が40時間。非常勤職員Bさんの1週間の勤務時間が8時間だった場合　8時間／40時間＝0.2
→同じ勤務形態の人が4人いる場合　0.2×4人＝0.8

14.-22.の職員数の考え方や計算方法については下記をご参照ください。

※14.以降の項目の「精神科に関わる」とは、精神科主科の患者への関わりと考えてください。

※"精神科主科の患者への関わり"の割合は、適宜医療機関でご判断ください。

▼計算方法

常勤職員――精神科専従――実人数を回答

常勤職員――複数の科で業務――"精神科主科の患者への関わり"の割合をかけたものを回答
（実人数×精神科主科の患者への関わりの割合）
例)精神科で全体の2割の業務をした常勤職員が10人いる場合　10人×0.2＝2

非常勤職員――精神科専従――常勤換算したものを回答
（1週間の勤務時間／1週間の常勤職員の規定勤務時間）
例)1週間の常勤職員の規定勤務時間が40時間。Bさんの1週間の勤務時間が8時間だった場合　8時間／40時間＝0.2
→同じ勤務形態の人が4人いる場合　0.2×4人＝0.8

非常勤職員――複数の科で業務――常勤換算して、"精神科主科の患者への関わり"の割合をかけたものを回答
例)上記Bさんの1週間の勤務時間(8時間)のうち、精神科で5割勤務した場合　0.2×0.5＝0.1
→同じ勤務形態の人が10人いる場合　0.1×10人＝1.0

調査票２ 届出について

令和元年(2019年)6月30日時点でお答えください。

当該病院情報

医療機関名

各種届出	届出の有無 どちらかに（○をつけてください。）	
1.認知療法・認知行動療法の届出の有無	有	無
3.依存症集団療法の届出の有無	有	無
4.摂食障害入院医療管理加算の届出の有無	有	無

調査票3 病院機能等

当該病院情報

医療機関名

研修を受けた職員数について（令和元年(2019年)6月30日時点）	職員数 ※実人数を数字で記入してください。
1.診療報酬で算定される精神科専門療法「認知療法・認知行動療法」の施設基準に定められている研修を受けた医師	人
2.診療報酬で算定される精神科専門療法「認知療法・認知行動療法」の施設基準に定められている研修を受けた看護師	人
3.診療報酬で算定される精神科専門療法「依存症集団療法」の施設基準に定められている研修を受けた医師	人
4.救急患者精神科継続支援料の施設基準に定められた研修を受けた職員 （医師、常勤看護師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士、常勤臨床心理技術者、常勤社会福祉士）	人

※該当する研修の受講有無に関しては直接、医局会等でお問い合わせください。

※医療機関が診療報酬を算定できる施設として届け出ていなくても、研修を受けた職員について記入してください。

・研修とは、地方厚生局に届け出る際に使用する様式44の3（認知療法・認知行動療法1～3の施設基準に係る届出書）の、様式44の6(救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出書添付書類)、様式44の7(依存症に対する集団療法に係る適切な研修)に該当する研修を想定しています。

・該当する研修の受講有無に関しては直接、医局会等でお問い合わせください。

・非常勤の方も対象となります。

訪問診療の実施について（令和元年(2019年)6月1か月間）	実施の有無 どちらかに（○をつけてください。）	
5.訪問診療の実施の有無*	有	無

*在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、
その同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行うこと

（6月の1か月間で1回でも訪問診療を実施した場合、有としてください）

調査票8 訪問看護について

当該病院情報

医療機関名

「1.「精神科訪問看護・指導料」または「精神科退院前訪問指導料」を算定している施設ですか。」の質問に、

「している」と答えた施設は、以下の質問にもお答えください。
「していない」と答えた施設は、以下の質問に答える必要はありません。空欄のままでご提出いただいて構いません。

1.「精神科訪問看護・指導料」または「精神科退院前訪問指導料」を算定している施設ですか。	算定の有無 どちらかに（○をつけてください。）	
	している	していない

※該当する人がいない場合は0を記入してください。

※延べ人数ではありません。
例)1人の利用者に、6月1か月間に10回訪問した場合→1人 と数えてください。

令和元年(2019年)6月1か月間に、精神疾患で以下を算定した実利用者数について	実人数	うち、主たる傷病名に認知症が含まれる者の人数
2.「精神科訪問看護・指導料(医療保険)」を算定した精神疾患の実利用者数	人	人
3.「精神科退院前訪問指導料」を算定した精神疾患の実利用者数	人	人

令和元年(2019年)6月30日時点、以下の施設基準の届出の有無について	届出の有無 どちらかに（○をつけてください。）	
4.指定自立支援医療機関の指定の有無	有	無
5－1.精神科在宅患者支援管理料の施設届出の有無	有	無
5－2.精神科在宅患者支援管理料の施設届出をしている場合、連携する訪問看護ステーションの有無	有	無

令和元年(2019年)6月1か月間に行った加算算定の有無について	算定の有無 どちらかに（○をつけてください。）	
6.精神科緊急訪問看護加算の算定の有無	有	無
7.夜間・早朝訪問看護加算の算定の有無	有	無
8.精神科在宅患者支援管理料（イロハのいずれか）の算定の有無	有	無

令和元年(2019年)6月30日時点、「精神科訪問看護・指導料」による訪問看護に関わっている職員数を記入してください。
「精神科退院前訪問指導料」による訪問看護（退院前訪問）だけを行っている職員数は除いてください。
（除外される例） 病棟に所属する看護師が、退院前訪問だけを行う場合

	9.看護師(保健師・准看護師を含む)	10.作業療法士	11.理学療法士	12.精神保健福祉士	13.公認心理師・臨床心理技術者	14.事務職	15.その他(言語聴覚士を含む)
常勤	人	人	人	人	人	人	人
非常勤(常勤換算)	人	人	人	人	人	人	人

*「精神科訪問看護指導料」を6月1か月間に1回でも実施したことがある職員の数を記入して下さい。
（他部門との兼任や精神科以外の訪問にも行っている場合でも、6月中に精神科訪問看護指導料の訪問を行っていれば1人とカウントして下さい。非常勤職員の場合には常勤換算して下さい。）

**複数の資格を持つ職員については、主に使用している資格を一つだけ選んで、お答えください。

▼非常勤職員の常勤換算方法
（1週間の勤務時間／1週間の常勤職員の規定勤務時間）
※月に1日等の、1週間単位で考えられない勤務形態については、月単位で（1か月の勤務時間／1週間の常勤職員の規定勤務時間×4週）と考えてください。
例)1週間の常勤職員の規定勤務時間が40時間。非常勤職員Bさんの1週間の勤務時間が8時間だった場合　8時間／40時間＝0.2
→同じ勤務形態の人が4人いる場合　0.2×4人＝0.8例1) 常勤職員の勤務時間の規定が40時間の場合、週16時間勤務の非常勤職員は0.4人と数える。

お忙しいところ、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
ご記入が終わりましたら、調査票1、2、3、8のみを、調査依頼が送られてきた自治体へお送りください。

令和元年(2019年)度 630調査 -医療機関からのよくある問い合わせ-

問い合わせ種類	問い合わせ内容	回答
・調査全般について		
スケジュール	調査票の提出締め切りはいつですか。	令和元年(2019年)11月中旬頃を予定しています。
	令和元年(2019年)度の集計結果の公表時期はいつですか。	令和2年(2020年)度3-5月中を予定しています。
調査対象施設	病床が無い・外来診療のみの病院は、調査対象ですか。	対象です。
	心身医学科（精神科に相当）を標榜しているが、常勤医は不在で精神科病棟は設置されていない医療施設は、調査対象ですか。	対象です。ただし、「精神病床を持たない医療機関用調査票」を使用して回答をお願いいたします。
	常勤医はおらず、週に1度程度精神科の非常勤医が来院し、外来診療のみ予約制で行っている医療施設は、調査対象ですか。	対象です。
	令和元年(2019年)6月30日時点で休止中、休診中、廃止されている病院や診療所は、調査対象ですか。	届け出が出ている等、休止中、休診中、廃止されていることが明確である場合は対象外となります。都道府県、または、政令市のご担当者にご連絡をお願いします。
	精神科や心療内科を標榜しているが、診療対象が一般病床の患者さんのみの場合は、調査対象ですか。	対象です。「精神病床を持たない医療機関用調査票」への入力が必要です。もし、「精神病床を持つ医療機関用入力票」をお使いの場合は、もう一度ダウンロードページの質問にお答えいただき、適切な調査票をダウンロードしてください。
	みなし指定の医療機関は、調査対象ですか。	対象外です。
	刑務所は、調査対象ですか。	対象外です。
	神経内科は、調査対象ですか。	対象外です。ただし、2008年以前から神経科を標榜している施設については対象となる場合がありますのでご注意ください。
	大学内の健康管理センター、老人ホームの医務室、会社内の診療所は、調査対象ですか。	医療機関登録している場合は対象です。医療機関番号の入力方法については、医療機関番号の入力欄の下を参照してください。
・「調査票１」について		
1.病床	医療機関全体の病床数は、精神病床でない病床も数えますか。	一般病床、精神病床の区別なく、保有しているすべての許可病床（ただし、介護医療院は除きます）の数です。
	休床中の病床も数えますか。	ここでは、保有しているすべての病床数を聞いているので、休床中の病床も数えてください。
9.精神科医師の定義	心療内科医も精神科医に含めますか。	業務の半分以上がICD-10のFコードの疾患を扱っている場合は、所属している科に関わらず、精神科医師としてください。
11.特定医師とは	特定医師とは何ですか。	精神科2年を含む4年の臨床経験があり、精神科保健指定医が複数常勤しているなどの一定の条件を満たしている特定病院に勤めている医師を指します。特定医師は都道府県知事に特定医師実務経験証明書を提出し認定を受ける必要があります。（精神保健福祉法第21条に規定）
9-23.職員数の計算	令和元年(2019年)6月30日時点での育休産休取得中の職員を含めますか。	含めます。休職中であっても在職中の職員数を記載してください。
	職員数の計算がわかりません。	調査票1の職員数の計算の説明を参照してください。
・「調査票３」について		
1-4.研修を受けた職員数について	医師や看護師等の研修受講の有無についてはどのように調べたらよいか。	医師等本人へ確認してください。 常勤、非常勤にかかわらず実人数でカウントしてください。
5.訪問診療の実施について	医療機関が診療報酬を算定できる施設として届けていないのですが、回答の必要がありますか。	算定していなくても研修を受けた職員数を書いてください。
	訪問診療実施の有無について、精神科or病院全体のどちらを指しますか。	精神科のみです。
・「調査票８」について		
１.「精神科訪問看護・指導料」または「精神科退院前訪問指導料」を算定している施設	算定していない場合は、それより下の解答欄は無視してよいのですか。	はい、以下の回答欄は空欄のままで構いません。
	「訪問看護部門」について、病院内に訪問看護部門がない場合も入力が必要ですか。	独立した部門がなくても、「精神科訪問看護・指導料」か「精神科退院前訪問指導料」の算定をしていれば、「している」を選択して、それ以下の質問に回答してください。どちらも算定をしていなければ、「していない」を選択し、それ以下の質問は空欄のままで構いません。
	訪問看護部門を持っている病院と、同一法人で別に訪問看護ステーションを持っている場合は、施設ごとの報告でしょうか。	訪問看護部門を持っている病院と、同一法人で別に訪問看護ステーションを持っている場合は、施設ごとの報告（例えば、病院は医療機関用、訪問看護ステーションは訪問看護ステーション用）となります。なお、訪問看護部門をもっている場合はすべての欄に回答してください。訪問看護部門を持っていない施設の方は、1の質問に「していない」を選択して、以下の質問は空欄のままで構いません。